



# 三重県公報

令和元年9月24日（火）

第 41 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
22	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	( 税 務 企 画 課 )	2
23	三重県会計規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	( 出 納 局 )	7
<b>告 示</b>			
329	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	( 長 寿 介 護 課 )	7
330	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 農産物安全・流通課 )	8
331	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	( 同 )	8
332	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	8
333	同件	( 同 )	9
334	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	( 漁 業 環 境 課 )	9
<b>公 告</b>			
	土地改良区の設立認可	( 農 地 調 整 課 )	9

規 則

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年九月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十二号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(督促状)</p> <p>第二十一条 県の徴収金の督促状は、第二十四号様式（法人の県民税（以下「法人県民税」という。）、法人の事業税（以下「法人事業税」という。）<u>、特別法人事業税又は地方法人特別税に係るものにあつては、第二十四号様式の二）</u>による。</p> <p>(更正の請求書等)</p> <p>第二十三条 法第二十条の九の三第一項又は第二項の規定により更正の請求をしようとする者が提出する書類（法人県民税、法人事業税、<u>特別法人事業税又は地方法人特別税に係るものを除く。</u>）は、第二十六号様式の更正請求書による。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(督促状)</p> <p>第二十一条 県の徴収金の督促状は、第二十四号様式（法人の県民税（以下「法人県民税」という。）、法人の事業税（以下「法人事業税」という。）<u>又は地方法人特別税に係るものにあつては、第二十四号様式の二）</u>による。</p> <p>(更正の請求書等)</p> <p>第二十三条 法第二十条の九の三第一項又は第二項の規定により更正の請求をしようとする者が提出する書類（法人県民税、法人事業税<u>及び地方法人特別税に係るものを除く。</u>）は、第二十六号様式の更正請求書による。</p> <p>2 (略)</p>

第二十二号様式の二（その二）を次のように改める。

第 23 号様式の 2 (第 20 条の 2 関係)

(その 2)

第 年 月 日

所在地  
法人名

様

県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の  
更正・決定・加算金決定通知書

年 月 日から 年 月 日までの事業年度に対する法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は  
地方法人特別税の課税標準額、税額及び加算金を更正・決定しましたので通知します。

この通知書による不足税額等は別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県指定代理金融機  
関、三重県収納代理金融機関又は郵便局（三重県、愛知県、静岡県又は岐阜県内の各郵便局）へ納めてください。

納税者番号		申告期限		申告年月日		修正申告年月日	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
法人 事業 税	課税標準額の総額		(円)		(円)		差引過不足分 (円)
	課税標準額の総額		,000		,000		,000
	二重税率 % 該当額	(あ)	,000		,000		,000
	三重税率 % 該当額	(い)	,000		,000		,000
	四重税率 % 該当額	(う)	,000		,000		,000
	額の計		,000		,000		,000
	(あ) × %						
	(い) × %						
	(う) × %						
	税額の計						
付加価値割	課税標準額の総額	(え)	,000		,000		,000
資本割	三重県分の課税標準額	(お)	,000		,000		,000
収入割	課税標準額の総額	(か)	,000		,000		,000
	三重県分の課税標準額	(き)	,000		,000		,000
所得割	課税標準額の総額	(く)	,000		,000		,000
	三重県分の課税標準額	(け)	,000		,000		,000
事業税	課税標準額の総額	(こ)					
	課税標準額の総額	(さ)					
業税	法人事業税の合計税額 (え+か+く+こ)	(し)					
	平成28年改正法附則第5条の控除額	(す)					
	事業税の特定寄附金税額控除額						
	所得割						円
	付加価値割						円
	資本割						円
	収入割						円
	事業税						円

税	資本制	収入制	県民税	更正・決定の理由	～
仮装経理に基づく事業税額の控除額					控除不適用額
差引事業税額 (さーしーすーせ)					円
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					～
算出税額 (そーた)					控除不適用額
課税標準額の総額		,000			円
三重県分の課税標準額		,000			円
税額(ち)×%					～
道府県民税の特定寄附金税額控除額					控除不適用額
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額					円
外国の法人税等の額の控除額					
仮装経理に基づく法人税額の控除額					
利子割額の控除額					
算出法人税割額 (つーてーとーなーにーぬ)					
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額					
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額					
法人税割額計 (ぬーの+は)					
均等割額					
法人県民税合計 (ひ+ふ)					
利子割額					
控除しきれなかった金額					
控除しきれなかった金額					
既に還付を請求した利子割額					
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (みーま)					
控除しきれなかった金額 (還付額)					
基準法人所得割額(え)					仮装経理に基づき繰越控除となる税額
税額(む)×%					円
基準法人収入割額(こ)					租税条約に基づき繰越控除となる税額
税額(も)×%					円
特別税の合計税額(め+や)					延滞金額計算の基礎となる期間から控除される期間
仮装経理に基づく特別税額の控除額					～
差引特別法人事業税又は地方法人特別税額(ゆーよ)					延滞金控除不適用額
租税条約の実施に係る特別税額の控除額					円
算出税額(らーり)					
過少申告加算金					
不申告加算金					
重加算金					

注1 申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるときはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に、年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合）に、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）を乗じて計算した延滞金額が加算されます。

なお、納期限延長の承認を受けた法人の当該延長期間については、年7.3パーセントの割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とし、平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、特例基準割合とします。）を乗じて計算した延滞金額が加算されます。

これらの場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。また、延滞金については、不足税額納付後に送付される延滞金納付書により納めてください。

2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

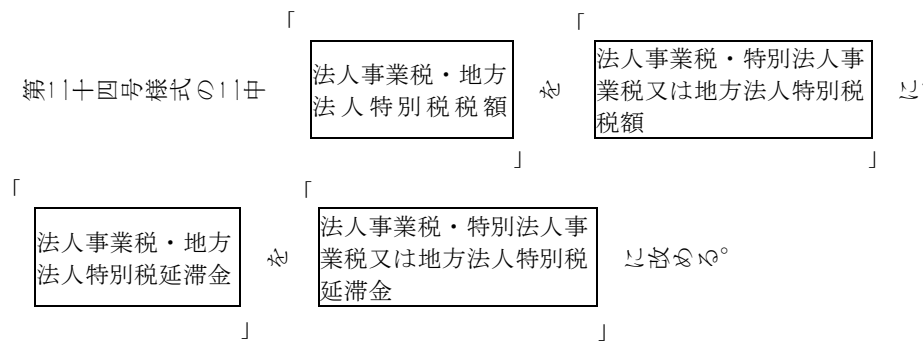
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることができ、上記の期間や処分の取消しの訴えを提起することができます。

<更正・決定・加算金決定の理由附記>

更正・決定の理由		理由の詳細 (根拠法令)
1 法人税	更正等による	地方税法第55条、同法第72条の39、同法第72条の41、 同法第72条の41の2、同法第72条の46、同法第72条の47
2	本店所在都道府県知事からの通知による	
3	税率適用誤りによる	地方税法第51条、同法第52条、同法第72条の24の7、 同法本法附則9条の2、旧地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条、 三重県県税条例第31条、同条例第32条、同条例第43条、同条例附則第13条、 同条例附則第14条、同条例附則第14条の2、 同条例附則第14条の2の2、みえ森と緑の県民税条例第3条
4	分割基準の修正による	地方税法第58条、同法第72条の48の2
5	県の自主決定調査による	地方税法第72条の41、同法第72条の41の2、同法第72条の46、 同法第72条の47
7	その他 ( )	

※「6 更正請求による」は不利益処分ではない。



第四十号様式中「平成」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県県税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出された申告書等は、この規則による改正後の三重県県税条例施行規則に基づいて提出された申告書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県会計規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年九月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十三号

三重県会計規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

三重県会計規則の一部を改正する規則（令和元年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p>(歳入歳出外現金等の区分)</p> <p>第九十一条 歳入歳出外現金及び保管有価証券（以下「歳入歳出外現金等」という。）は、次に掲げる区分により整理しなければならない。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p><u>十 特別法人事業税保管金</u></p> <p><u>十一 軽自動車税環境性能割保管金</u></p> <p>十二 (略)</p>	<p>(歳入歳出外現金等の区分)</p> <p>第九十一条 歳入歳出外現金及び保管有価証券（以下「歳入歳出外現金等」という。）は、次に掲げる区分により整理しなければならない。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 軽自動車税環境性能割保管金</p> <p>十一 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 329 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2472900501	デイサービスセンターはまみの里	志摩市志摩町片田 4 番地 23	株式会社志摩商会	令和元年 8月31日	通所介護
2470802741	訪問介護パタカラ	伊勢市辻久留町 537 番地 2	パタカラ株式会社	令和元年 6月30日	訪問介護
2470201308	デイサービスセンター桜園三聖	四日市市高浜町 5 番 7 号	有限会社三聖	令和元年 8月31日	通所介護
2470300746	訪問介護祐里	鈴鹿市徳居町 414 番地	有限会社祐里	令和元年 8月31日	訪問介護

### 三重県告示第 330 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和元年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 26 年 10 月 8 日 第 58 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社大里畜産	代表取締役 木戸 利信	津市大里睦合町 2351 番地

3 変更内容

農産物検査員の住所の変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
樋口 恵子	津市一身田豊野 1406-391	もみ（飼料用もみ）、玄米（飼料用玄米）	K242014509

### 三重県告示第 331 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和元年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 26 年 10 月 8 日 第 58 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社大里畜産	代表取締役 木戸 利信	津市大里睦合町 2351 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ（飼料用もみ）・玄米（飼料用玄米））

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
樋口 恵子	津市一身田豊野 1406-391	もみ（飼料用もみ）、玄米（飼料用玄米）	K242014509

7 登録の更新日

令和元年 9 月 13 日

### 三重県告示第 332 号



森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所  
松阪市飯高町宮本字時尾 1264 の 78
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**三重県告示第 333 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所  
亀山市安坂山町字貝城 1165 の 101、1165 の 104、1165 の 117、1165 の 119
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**三重県告示第 334 号**

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和元年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
甲賀・志島区域 (三重外湾漁業協同組合のうち甲賀及び志島の地区)	小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）のうち甲賀地区の者が営む漁業

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により、徳田町土地改良区（維持管理事業）の設立を令和元年 9 月 11 日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和元年 9 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---